

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年3月19日（水）13時05分～13時45分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第2共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部教授
委員	安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科教授

<自治体等>

木村 重成	北海道 経済部ゼロカーボン推進局 新エネ・地域脱炭素担当局長
横山 諭	北海道 経済部ゼロカーボン推進局 GX特区推進担当局長
鈴木 健司	北海道 経済部ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課 課長補佐
納 真悟	札幌市 まちづくり政策局 グリーントランスフォーメーション推進室 特区・事業担当部長
加島 優	福島県 商工労働部次世代産業課 課長
十二所 謙	福島県 企画調整部地域振興課 課長
蒲原 文崇	浪江町 産業振興課 課長
小林 直樹	浪江町 産業振興課 係長

<関係省庁>

下村 哲也	国土交通省 住宅局市街地建築課 課長
中世古 英昭	国土交通省 住宅局市街地建築課 課長補佐

牟田	徹	経済産業省	大臣官房	
		産業保安・安全グループ	高圧ガス保安室	室長
近藤	真	経済産業省	大臣官房	
		産業保安・安全グループ	高圧ガス保安室	室長補佐
山本	宣行	経済産業省	大臣官房	
		産業保安・安全グループ	高圧ガス保安室	室長補佐

<事務局>

河村	直樹	内閣府	地方創生推進事務局	次長
安楽岡	武	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
水野	正人	内閣府	地方創生推進事務局	参事官
松平	健輔	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 圧縮水素の貯蔵量上限の緩和
- 3 閉会

○水野参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「圧縮水素の貯蔵量上限の緩和」で、福島県様、浪江町様、北海道様、札幌市様、国土交通省様、経済産業省様には、オンラインにて、御出席いただいております。

本日の資料は、福島県様、浪江町様、北海道様、国土交通省様、経済産業省様からも御提出いただいております。公開予定でございます。

本日の議事につきましても、公開予定です。

本日の進め方ですが、まず、資料の説明を、事務局から1分程度、福島県・浪江町様から5分程度、北海道・札幌市様から2分程度、国土交通省様から2分程度、経済産業省様から2分程度で行っていただき、その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「圧縮水素の貯蔵量上限の緩和」についての国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始します。

関係者の皆様、御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、事務局から、これまでの経緯や本日の議論の進め方について、御説明をお願いいたします。

○松平参事官 内閣府地方創生推進事務局参事官、松平でございます。

私から、まず、本日の議論に先立っての経緯の確認でございます。昨年の1月から2月

にかけて、北海道・札幌市、福島県・浪江町から、それぞれ御提案いただいた内容でございます。昨年4月9日に1度ワーキングでも議論させていただいてございまして、まずはこの両自治体をモデルケースとして特例許可制度の活用により実現するという事で検討をスタートさせましょうということ、検討に当たっては国土交通省と経済産業省の両省の協力を得ながら安全基準等の具体化をしていきたいと思いますということ、一般化に向けては、圧縮水素スタンドの貯蔵量の合理化という前例もございまして、そういったものも踏まえながら、高圧ガス保安法側での一定の安全基準を定め、それを建築基準法で引用する形で見直しを行うことが考えられるのではないかと、国策である水素の普及につながるようにスピード感を持って一般化に向けた検討を進めるという御指摘をいただいたところでございます。これも踏まえて、昨年6月の諮問会議の規制改革事項等におきまして、記載のとおり、1点目としては、特例許可を受けるために必要な保安基準の検討ということで、提案自治体、経済産業省、国土交通省が連携の上で、今年度中に結論を得ましょうということ。それについては、今年度、内閣府の調査事業も使っていただいて、両省の協力・助言の下で検討を進めてまいりましたので、本日、御報告をいただければというところ。2点目、後段につきましても、両省が連携して上限規制の適用除外に向けた保安基準を定めるための検討に着手するという事もございますので、その方針、進め方等についても、御説明いただいて、御議論いただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のあった進め方に沿いまして、まず、福島県・浪江町から、御説明をお願いいたします。

○加島課長 福島県庁次世代産業課、加島でございます。

資料の3ページを御覧ください。まず、福島県から、検討の背景・概要につきまして、御説明申し上げます。福島県としては、水素社会実現に向けまして、この資料の下段、参考でございますとおり、水素のフェーズごとに新規予算事業も含めて取り組むこととさせていただきます。今回、特区の検討につきましては、このうち「ためる」に係る重要な鍵となっております。具体的には、第一種住居地域における圧縮水素貯蔵量上限の緩和に向けまして、まずは、今年度、特例許可のための基準を検討ということでございます。

詳細につきましては、次ページ以降、浪江町さんから、よろしくお願いいたします。

○蒲原課長 蒲原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の4ページをお開きください。浪江町では、浪江水素タウン構想を掲げ、あらゆる分野で当たり前前に水素が活用され、水素社会を牽引していくようなまちづくりを進めているところでございます。その中で、駅周辺整備事業、いわゆる駅前の再開発事業におきまして、水素の大規模な民生需要を創出し、浪江水素タウンの実現の大きな一歩を踏み出そうとしているところでございます。

次ページをお願いいたします。駅周辺整備事業において、水素を貯蔵し、燃料電池など

で生み出した電気エネルギーなどを駅前エリアに供給するエネルギーセンターの整備を計画しております。

次のページをお願いいたします。水素の大規模民生需要を創出するため、エネルギーセンターでの水素貯蔵量は、圧縮水素トレーラー2台分、7,000Nm³程度の水素貯蔵を目指しておりますが、現行法規上は、第一種住居地域での圧縮水素貯蔵上限が350Nm³となっている状況にあります。この300Nm³貯蔵によるオペレーションを想定した場合、駅前に配置予定の機器を1時間稼働させることも困難となっております。1時間に1回以上の頻度で外部から水素カードルを運搬し、都度、つなぎ替えを行うなど、物理的に困難な供給オペレーションとなってしまいます。今後、あらゆる分野で水素エネルギーを活用し、市街地などでも水素民生需要を創出していく上で、用途地域における貯蔵量上限規制が大きな障壁となっているため、本県において、規制の合理化を目指し、第一種住居地域での貯蔵上限を超える水素貯蔵を実現するための方策を検討してまいりました。

次の6ページをお願いいたします。用途地域内にエネルギーセンターを整備するに当たっては、高圧ガス保安法に基づく第一種貯蔵所の設置許可及び高圧ガス特定消費に係る届出に加え、建築基準法に基づく用途規制における特例許可が必要となっております。用途規制における特例許可に当たっては、用途環境を害するおそれがない、言い換えますと、敷地外に影響を及ぼさないことが必要であり、第一種貯蔵所が高圧ガス特定消費の技術基準では必ずしも敷地外に影響がないことを担保しているものではないため、用途環境を害するおそれがない、敷地外に影響がないと言える安全対策についての検討を進めてきたところでございます。

次の7ページをお願いいたします。特例許可要件である敷地外に影響を及ぼさないことのためには、安全性確保、交通影響、騒音影響の三つの観点を満たすことが求められております。交通影響や騒音影響につきましては、対応や措置内容が十分に想定できるため、今後の設計や特例許可手続の中で整理していくものとし、本県では、特に、市街地の安全性確保、高圧ガス施設として敷地外に影響を及ぼさない安全対策について、具体的に検討を進めてきたところでございます。検討に当たっては、国土交通省様、経済産業省様の御助言などもいただきながら、既に市街地での貯蔵上限規制が撤廃されている圧縮水素スタンド、いわゆる水素ステーションの安全対策等を参考に、都市型圧縮水素スタンドの技術基準を一部追加的に措置することで安全性を担保したいと考えております。

次の8ページをお願いいたします。具体的な追加措置等について、貯蔵所や特定消費に係る技術基準を満たすことを前提として、大きく二つの視点で追加措置を検討したところでございます。一つ目は、貯蔵所や特定消費においては必ずしも必要ではないが都市型スタンドでは必要とされているもの、平たく言うと、貯蔵所などではゼロでもよいものに100の対策を講じたもので、スライドの中では「保安電力等の確保」や「通報措置機能の追加」などが当たります。二つ目は、貯蔵所や特定消費よりも安全強度が高い都市型スタンドの基準を準用するもの、平たく言いますと、50でよいところを100の対策を講じるもので、ス

ライドの中では「離隔等の確保」や「その他、安全性を高めるための措置」などが当たります。なお、圧縮スタンドの固有の基準、例えば、本県において設置しないディスペンサーの基準などは準用参考の対象外としております。特例許可に必要な安全対策の考え方や圧縮スタンド基準を準用・参考とする安全対策の検討は一定程度進んだものと認識しており、設計や許可手続を進める中でさらに精緻化・深度化を進め、特例許可取得を目指してまいりたいと考えております。

浪江町からの説明は以上となりますが、最後に、福島県次世代産業課の加島課長、よろしくお願いたします。

○加島課長 福島県次世代産業課でございます。

9ページ目をお願いいたします。最後に。今後の展望につきましての説明でございます。まずは、先ほどの御説明のとおり、今年度中の成果を踏まえつつ、令和7年度中の特例許可の手続を進めていくことと、それによりまして令和8年度以降のエネルギーセンターの建設等の具体の動きを進めていきたいということでございますが、県としましては、この浪江町での取組をリーディングケースとしまして、規制の合理化・一般化を進める中で、町なかでの水素貯蔵に課題を感じているほかの地域に対して県内の横展開を考えているところでございます。来年度以降につきましては、先ほど、冒頭、御説明申し上げたとおり、新規予算事業と規制合理化のパッケージによって全国に先駆けた水素利活用モデルを提示していきたいと考えているところでございます。

説明は、以上となります。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、北海道から、御説明をお願いいたします。

○木村新エネ・地域脱炭素担当局長 北海道の木村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料の2ページを御覧ください。北海道では、今年度の取組として、札幌市さんの建築部局や保安部局、市内の水素利用を検討している事業者様などと意見交換を行いながら、今年度の取組を進めてきましたが、その結果、令和7年度にまずは調査事業を実施するということを決定しております。まず、実証事業に入る前にそういった枠組みを調査事業の中で検討して、ある程度の枠を決めてから、令和8年度から実証事業を実施したいということで、今、検討を進めております。このペーパーにつきましては令和7年度の調査事業の概要でございますが、予算額としては1000万程度を確保しまして、事業概要にありますとおり、実証方法の内容の検討ということで、どういった規模か、どういった設備か、スケジュール感、運用方法といったことをまずは調査しまして、その中身が決まれば、水素の貯蔵、利用設備の設計、保安設備の設計等の枠組みを決めて、このケースを基に、全道の各地域において、可能性調査、どういったことが可能かというところも踏まえて、調査をしていきたい、スケジュール的には、下の表にありますとおり、4月、5月で事業者の選定をした上で、10月、11月ぐらいに中間報告、その内容を基に来年度の予算

要求にも反映させていきたいと考えております。その後、11月から1月、2月にかけて、可能性調査をやった上で、2月、3月に取りまとめという流れで考えております。

説明は、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省から、御説明をお願いいたします。

○下村課長 国土交通省住宅局市街地建築課長の下村と申します。

建築基準法におけます圧縮水素貯蔵量制限の適用除外に向けました検討の今後の方向性につきまして、御説明させていただきます。

最初は3ページを御覧いただければと思うのですが、御案内のとおり、建築基準法におきましては、都市計画で定められます用途地域の種類に応じて立地可能な建築物が定められております。こうした中で、圧縮水素ガスにつきましては、この表にあるような形で貯蔵量が制限されているところでございます。一方、3ページに記載のとおり、圧縮水素スタンドにつきましては、高圧ガス保安法に基づきます保安基準が整備されたことを踏まえまして、この基準に適合する圧縮水素スタンドにつきまして平成26年に貯蔵量上限を撤廃したという経緯がございます。

2ページにお戻りいただきまして、このため、今回も、この平成26年のときと同様の考え方に基づきまして、高圧ガス保安法の体系におきまして保安基準が整備されることを前提として、この基準に適合する貯蔵施設につきましては、貯蔵量上限の適用除外を検討してまいりたいと考えております。具体的には、フロー図にございますけれども、提案団体の特例許可の事例も参考にしながら、また、経済産業省で進められております保安基準も踏まえながら、この基準を遵守した場合の周辺市街地への影響を評価いたしまして、どういった条件の下でこの適用除外が可能かということを検討し、適用除外可能と結論付けられた場合には、この上限の適用除外をすべく、必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

国土交通省からは、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省から、説明をお願いいたします。

○牟田室長 経済産業省高圧ガス保安室長の牟田と申します。

2ページの資料を御覧いただければと思います。また皆様の説明からの繰り返しにはなりますが、経済産業省といたしましては、現状市街地への設置が認められてございます圧縮水素スタンドに係る技術基準を例といたしまして、これと同等の安全を確保することができる圧縮水素の貯蔵所及び消費施設としての保安基準を策定することになっているところでございます。具体的には、一般的に適用するための保安基準を策定するほか、今、福島県さん、浪江町さん、北海道さんから御説明があったとおり、そういった個別の事例についての建築基準法の特例許可の際に御参考いただける保安基準、そういった特例許可の際の保安基準にも資するよう、検討を進めさせていただいているところでございます。具体

的な検討状況でございますが、下側のところ、昨年の10月から、学識者、自治体さん、本日御参加の福島県さん、浪江町さんも含めまして、検討会を開催しているところでございます。10月、12月、2月と、これまでに3回開催しているところでございます。そうした中で、想定される圧縮水素の貯蔵所及び消費施設の設定をいたしまして、また、圧縮水素スタンドの技術基準を例にしまして、適用が考えられる基準や課題の整理をしてきたところでございます。今後、4月以降につきましては、実際に適用していく基準の精査を行っていきまして、国土交通省における評価・検討とも連携しながら、保安基準の策定を進めていきたいと考えているところでございます。

経済産業省からは、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 それぞれ、御説明いただきまして、どうもありがとうございます。

今回、大きく二つあるかなと思いますので、まず、特例許可のほうから聞いていきたいと思います。特例許可について、特に浪江町から具体的に御想定をお伺いしていたところもあります。今の時点で、検討している中で、改めて、負担になりそう、こういうところはもう少し楽にならないかという点がありますでしょうか。また、実際に進めていくに当たって、本当は助言があるという部分があるかをお伺いしたいと思いました。いかがでしょうか。

○中川座長 福島県浪江町様、お願いします。

○小林係長 浪江町役場産業振興課新エネルギー推進係長の小林と申します。

御質問をありがとうございます。

御指摘いただいた内容については、現状、特例許可を進めていく上で、安全性の実証試験を介さない形、過去の圧縮水素スタンドの基準を準用するかしないかというゼロか100かという判定で進めざるを得ないという状況の中で、もしかすると、貯蔵や特定消費であれば圧縮水素スタンドと比べて相対的にリスクはおそらく低いであろうというところで、過剰な安全対策になっているのではないかというところも少しあるのですが、そこを科学的にしっかりと確認して進めていくプロセスを踏んでいくことがなかなか難しいというところもございます。現行法規と過去の事例とをどううまく組み合わせていくかという進め方をしていく中で、現状の検討内容とさせていただいているところでございます。

○落合座長代理 分かりました。

ありがとうございます。

今のお答えも踏まえて、国土交通省様、経済産業省様にご質問です。まず、その特例許可の部分については、ある程度、方向性は見えているのかと思います。その中で、しっかりと助言や御協力をいただきたい点があります。今も少し御議論がございましたが、特例

許可のタイミングというより、もう少し一般論の話にもなってくるかとも思いますが、浪江町からおっしゃっていただいた、実際のリスクを見ていったときに、貯蔵しているという部分で、本当に参照するような基準と同じようなリスク対策が必要なのかについては、特例許可の業務と並行して調査などもできるのではないかと思います。いかががお考えでしょうか。国土交通省様と経済産業省様にお伺いしたいと思いましたが、

○中川座長 国土交通省様、経済産業省様、どちらでも結構ですので、お願いします。
経済産業省様、どうぞ。

○牟田室長 経済産業省、牟田でございます。

今御指摘をいただきました点につきましては、経済産業省といたしましては、まさに、検討会を設置いたしまして、まず、技術的な専門家の学識者の方々に入ってくださいながら技術的な妥当性について確認をいただいているところでございますので、そういった学識者の意見を聞きながら御指摘のような点を確認していきたいと考えているところでございます。

経済産業省からは、以上でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうすると、特例許可については、取りあえず今の進め方で進めるということではあると思いましたが、しかし、この検討会の結論が出た後は、例えば、特例許可の基準について検討し直していただいき、一般的な展開に当たっては御検討されるのかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。タイミングにもよると思いますが、

○牟田室長 経済産業省の牟田でございます。

まさにおっしゃるとおりでございます。浪江町さん、福島県さんで検討されているものは、まさに浪江町に設置しようとしている設備に特化した技術基準と言いますか、特例許可になっているとお伺いしています。例えば、浪江町では使わないような機器や設備についてはそれに該当する基準は置かれていないと見てございますが、一般化するに当たっては、例えば、それ以外の種類の設備などを使われたいという場合もあると思っておりますので、そういったところも含めて一般化をしていくことが必要だと考えているところでございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうすると、例えば、浪江町で取組を転換していくということを仮に考えるとすると、一般許可をされたときに、一般の基準ができたときに、もしそちらのほうがより合理的だと思った場合には、そちらに移行していただく対応になるということでしょうか。

○中川座長 経済産業省様、お願いします。

○牟田室長 まさに、もし自治体さんのほうで新しく一般化された基準のほうが使いやすいということであれば、それを使っていただくということだと思っております。

○落合座長代理 分かりました。

ありがとうございます。

経済産業省様は次第に検討されていかれるということですが、国土交通省様の御意見ではこのあたりをどう捉えられているのか、お伺いできればと思いました。

○下村課長 ありがとうございます。

国土交通省で、建築基準法の特例許可の関係です。資料の2ページを御覧いただければと思うのですが、2ページの下のほうにも参考で「用途規制上の検討の観点」と書かせていただいておりますけれども、まさに特例許可を行っていくに当たっての観点ということで挙げさせていただいております。安全性の観点、交通量、騒音といったものを様々に評価した上で許可をしていくという立て付けになっておりまして、現在御議論いただいております安全性のところにつきましては、まさに、経済産業省様から色々と御助言をいただきながら、検討を進めているところでございます。そういったものを踏まえて、国土交通省としても、何か付加的に条件が必要になるのかどうかというところは、例えば、交通や騒音のところにつきましては、様々な助言をさせていただいているという状況でございます。

○落合座長代理 分かりました。

ありがとうございます。

そうすると、要するに、経済産業省様で、何か検討が進んで御助言いただける技術的事項の内容が変わったときは、それを踏まえて許可の条件もまた少し検討し直していただくこともある、ということでしょうか。

○下村課長 一般化に当たっては今御説明させていただいたとおりなのですが、特例許可については、個別の一件一件の許可という形になりますので、一件一件ごとの状況を踏まえて判断していく形になるかと思えます。許可の条件と言いますか、基準は個別の案件に応じて考えていく形になりますけれども、今経済産業省様で御検討いただいております保安基準に基づいて、これを一般化していくという形で今は検討しておりますので、一般化された暁には、許可というプロセスを経ないで確認が下りるという形になりますので、そちらの基準に適合するような施設であれば、わざわざ許可を取らなくても施設を造ることができるという流れになるかと思えます。

○落合座長代理 分かりました。そういう形で経済産業省様の結果が建築基準法における運用にも反映されるということで、理解しました。

どうもありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 御説明をありがとうございました。

私からは、特例許可の事例が既に出ているということに基づき、保安基準において考えられていることと経済産業省様の一般化についての検討とがどう連携されているのかということについて、お話をお伺いしたいと思っております。

まず、浪江町様に対しては、8ページ目に、特例許可の事例を踏まえて、保安基準として御検討されている内容が記載されているのですけれども、これはいずれも満たせるよう

なもので合理的なものとお考えか、それとも、これは保守的なものでもう少しこうしたほうがいいと思われるものもあるということなのか、この内容のレベル感をお伺いできればと思いました。

○中川座長 浪江町様、お願いします。

○小林係長 御質問をありがとうございます。

浪江町役場産業振興課、小林でございます。

まず、御質問の前提でございますが、既に規制の合理化・緩和がなされている圧縮水素スタンドは特例許可事例ではなくて許可基準が一般化されていますので、特例許可を経て圧縮水素スタンドや水素ステーションが設置されるものではないという前提でございます。一般化された安全基準を今回の貯蔵特定消費施設に準用する形で、まだ許可に向けて一般化されていないものですので、特例許可を進めていきたいという案件でございます。その上で、個々の安全基準が本件に対してトゥーマッチな状態かどうかという趣旨の御質問かと思いますが、先ほどの回答とも少しかぶるのですけれども、今回、圧縮水素スタンドの安全対策を準用するかしないかという視点でしか考えられておりません。例えば、本施設のリスクアセスをした結果、本来であれば、離隔の距離は6メートルではなくて5メートルでも大丈夫ではないかみたいな対策のレベル感の部分は、もしかしたら適切な着地点があるかもしれないということを少し思うことはあるのですが、そこは科学的に実験や実証をしながら確認する進め方を町としてできているわけではないので、私たちの思っていることが正しいかどうかすらも確認ができないので、既に安全対策が一般化されている圧縮水素スタンドの基準で必要と思われるもの、安全対策上重要だと思われるものは基本的には追加対策・追加措置としてやるという形で、極力安全側の観点に立って特例許可を取得したいと考えているところでございます。今後、一般化されていく際に、今ほどの離隔が適正かどうかとか、様々な安全対策は本当に適正かどうか、レベル感はどうかというところは、経済産業省様や有識者の方々を中心に議論が進んでいくのかなというところも認識はしておりますが、当面は、まず、圧縮スタンドの基準を準用するかしないかという考え方で対応をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○堀（天）委員 承知しました。特例許可の事例と今映していただいている保安基準の関係性について、最初に御説明いただいて、よく分かりました。そうすると、今映していただいている保安基準案については、圧縮水素スタンドの基準を準用するかしないのかということはあるものの、ある程度一般化に向けた基準としても御検討されているものと理解しました。

それを踏まえて、経済産業省様で、さらに重ねて一般化に向けた基準を御検討されているということなのか。ある程度は引き継いでいただいて議論を進めていただけるものなのか。令和6年6月に一般化の検討をするという方向性で御議論をいただいてから9か月が経過していて、これから一から議論しますということでもないのかなと思ったものですか

ら、経済産業省様のこの保安基準についての考え方と今後のスケジュール感について、教えていただけますでしょうか。

○中川座長 経済産業省様、お願いします。

○牟田室長 経済産業省、牟田でございます。

まさに、今、御指摘いただきましたとおり、浪江町さんで検討いただいているものは経済産業省でも色々と協力しながらお話ししてきたところでございますが、もちろんこれを一般化するに当たってもベースとしていくと考えてございます。これをベースとしながら、他方で、浪江町さんでは使わないような設備の選択肢もありますので、そういったところも取り入れながら一般化をしていく、有識者の御意見を踏まえながら一般化をしていくということが、一般化の今後の進め方と考えてございます。

経済産業省からは、以上でございます。

○堀（天）委員 おそらく、全ての場合をすべからく基準に盛り込んで壮大なものをつくるというよりは、必要性があるものからどんどん基準を示していただき、後で追加していくというやり方もあるのではないかと思いました。できる限り速やかな基準化を御検討いただきたいと思っておりますし、一般化された基準が示されることで予測可能性を持って事業者が進められやすいという環境になっていくのかなと思いました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、関係の皆様、ありがとうございました。

本日の議論も踏まえて、まず、各提案自治体における特例許可の具体的な手続を進めていくに当たっては、国土交通省様、経済産業省様におかれまして、引き続き協力や助言をお願いできればと思います。その上で、一般化に向けた検討につきましては、水素社会の実現は国策であり、スピード感を持って進めていただくことが必要と考えております。国土交通省と経済産業省には、両省でよく連携し、堀委員の御意見にもありましたけれども、できるだけ速やかに、例えば、令和7年中を目指して結論を得るなど、早急に検討を進めていただければと思います。なお、保安基準の一般化に当たりましては、今回の自治体の検討も十分に踏まえつつ、水槽活用を進める観点から、合理的な基準を検討していただくようお願いいたします。

何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、「圧縮水素の貯蔵量上限の緩和」についての国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終了します。

関係者の皆様、ありがとうございました。